

## ぱれっとスタッフによる 福祉用語解説

障がいの判定や福祉サービスを利用する上で必要な基準として、「等級」と「支援区分」という言葉が良く聞かれます。一般的な言葉を使うと障がいが「重度」、「軽度」ということかと思われがちですが、中身を見てみると本質的な違いが見えてきます。

### ●等級とは

知的障がい者について、他の自治体では「療育手帳」と呼ばれるものは、東京都の場合、「愛の手帳」と呼ばれています。その取得のための判定には概ね専門機関による知能検査の数値が使われ、1度(重度)、2度(重度)、3度(中度)、4度(軽度)に分類され、他の自治体ではこれをA1、A2、B1、B2と表現しています。出生からしばらくして、発達の遅れなどが見られる場合、この判定を受けることで税金や医療費、各種手当など様々な支援を受けられるようになりますし、将来的にも障がい者雇用枠での採用や、各種福祉サービスを利用していく上での大切な認定基準となります。障がい者への理解が少なかった時代は、これを「障がい者というレッテルを貼る」と考えて抵抗を感じる方もいましたが、今はそんな時代ではなく、「より豊かに生きていくために必要な手続き」と捉えることができるようになってきていると思います。

### ●支援区分とは

等級に関しては、身体障害、知的障害、精神障害で、その構成も判断基準も根拠となる法律も違いますが、支援区分とは、統一された「障害者総合支援法」に基づき、福祉サービスを必要とする場合にどの程度それが必要であるかを様々な角度から判定するものです。身体、知的、精神という見方ではなく、「必要な支援」という観点から考えられるのが特徴です。以前は

ぱれっとの職員による「福祉用語解説」。今回は基本的な用語である障がいの「等級」と「支援区分」について解説します。

「障害程度区分」という呼称でしたが、これは「当該障害者の心身の状態を総合的に示すもの」と定義されていて、等級と混同されやすく、必ずしも必要な支援に結びついていないのではないかという懸念のもと、平成26年から「障害支援区分」(心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの)に改定されました。障害支援区分は区分1から6まであり、前出の等級では数字が大きいが「軽度」となりますが、障害支援区分は数字が大きくなるほど「より支援が必要」とされています。また、等級で軽度と判定されている方の中で、支援区分は「非該当」(特に日常的な支援は必要ない)とされることもあります。そしてこの区分は各自治体が決める福祉サービスの「支給決定」に密接につながり、利用できる時間などに影響してくることになります。

### ●まとめ

「等級」がいわゆる「本人の状態・障害の程度」を判定するものである一方、支援区分は「必要とされる支援の量」をはかるもので、この二つは必ずしもイコールではありません。たとえば等級は軽度でも外出に全面的な補助が必要な場合は、支援の量を増やさないと本人の生活について安心、安全は担保されないことになります。表現が違うかも知れませんが、等級は医学的、支援区分は社会的、と言えるかも知れませんが、いずれにしてもこの二つをうまく利用しながら、本人が望む暮らしの形にどう近づけていくか、ケースによって柔軟に対応できることが、これからも課題になってきます。

(事務局長 南山達郎)